スマート農業技術の活用支援について

スマート農業技術活用促進法に基づく**「生産方式革新実施計画」の認定**を農林水産省から受けることにより、**メリット措置が**受けられます。生産方式革新実施計画の作成に当たっては、**地方農政局等が伴奏支援**をしますので、お問い合わせ先までお気軽にご相談下さい。

計画認定により受けられるメリット措置



➢ 補助事業において優先採択やポイント加算などのメリット！

●令和７年度補正予算、令和８年度当初予算の各種事業において、**優先採択**や**ポイント加算**等の**優遇措置**を設けています。

【例】**担い手確保・経営強化支援事業**
＜担い手の経営強化に必要な機械導入等を支援＞
▶ **優先採択**（計画認定者が優先枠の対象）

スマ転事業（スマート技術体系転換加速化支援）
＜農業機械の導入と栽培体系の転換を支援＞
裏面に記載
▶ **産地計画不要**
面積要件免除
ポイント加算



➢ 日本政策金融公庫の長期低利の融資を活用可能！

●償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**

●据置期間を５年以内とし、事業者の**初期償還負担を軽減**



➢ 設備投資の際に特別償却を適用可能！

●機械等の取得時に**特別償却**を適用、導入当初の**税負担を軽減**

【注】各メリット措置の活用には、それぞれ要件を満たす必要があります。

認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と**農産物の新たな生産の方式の導入**をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

●相当規模（規模の要件）

・本事業活動で取り組む品目における、申請者の作付面積等の**おおむね過半**で取り組むこと。

●相当程度（計画の目標）

・計画全体で**農業の労働生産性***を**５%以上向上**させること。
・本事業実施前と比較し、**所得が維持**されること。また、それが**正**となること。

＊労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数

●実施期間

・**原則５年以内**（果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）

お問合せ先　東北農政局福島県拠点地方参事官室
電話:024-534-4142（8:30～17:15 土日・祝日除く）

裏面にある二次元コードで、相談を予約することができます。

（果樹）

スマ転事業による機械導入のご案内

（正式名称：スマート技術体系への包括的転換加速総合対策事業
スマート技術体系転換加速化事業（地域型））

ポイント

・農業機械の購入費用1/2の支援が受けられます。
・生産方式革新実施計画の認定者には、事業採択時のポイント制度において７ポイントが加算され、採択審査において有利になります！また、計画申請手続きの簡略化や面積要件不問といった優遇措置があります。
・スマート農業技術と一体的に活用するスマート農業機械以外の農業機械も対象になります。
・補助額は１件当たり最大２.５億円、大型機械や複数台の導入も可能です。

優遇措置に必要な要件（主なもの）

・認定された生産方式革新実施計画に基づき、スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行うこと。また、補助を受ける農業機械はこれらの取組に関連するものとして、生産方式革新実施計画にも位置付けられていること。
・労働生産性を５%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標（単収や品質の向上など）の両方の実現を目指すこと。

取 組 イ メ ー ジ ※赤枠がスマート農業技術

技術課題	自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入	
品目	果樹	
農業機械の導入	 自動追従システムを利用した収穫物等の運搬	 草刈りロボット
新たな生産方式の導入（例）	 省力樹形等の導入	 園内道の整備等

※関連する品目ごとの成果目標や補助対象経費は技術課題ごとに別途示されている。

事 業 ス キ ー ム

都道府県

計画認定者は個人（単独）で直接、県に申請することができます。

スマート技術高度利用計画
◎作成者：計画認定者

相談登録はこちらから

二次元コードをスマートフォン等で読み込むと、簡単に相談予約ができます。ご予約後、東北農政局福島県拠点の担当者からお電話にてご連絡いたします。